

(公印省略)

7 香 建 国 第 1 1 号
令 和 7 年 6 月 4 日

宮尾 1 区、紫竹原地区にお住まいの皆様へ

香春町長 鶴 我 繁 和
(建設課国土調査係)

令和 7 年度国土調査事業に関するご説明について

平素は町行政に対し、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香春町では、平成 1 1 年度から国土調査法に基づく国土調査事業を実施しており、本年度は宮尾 1 区、紫竹原地区の一部の現地調査を行う予定になっています。

この事業は、ご自身の土地の境界を隣接者と確認していただくことで、土地の権利関係等を明確にするものです。

内容についてご不明な点等がございましたら、裏面連絡先にご連絡くださいますようお願いいたします。

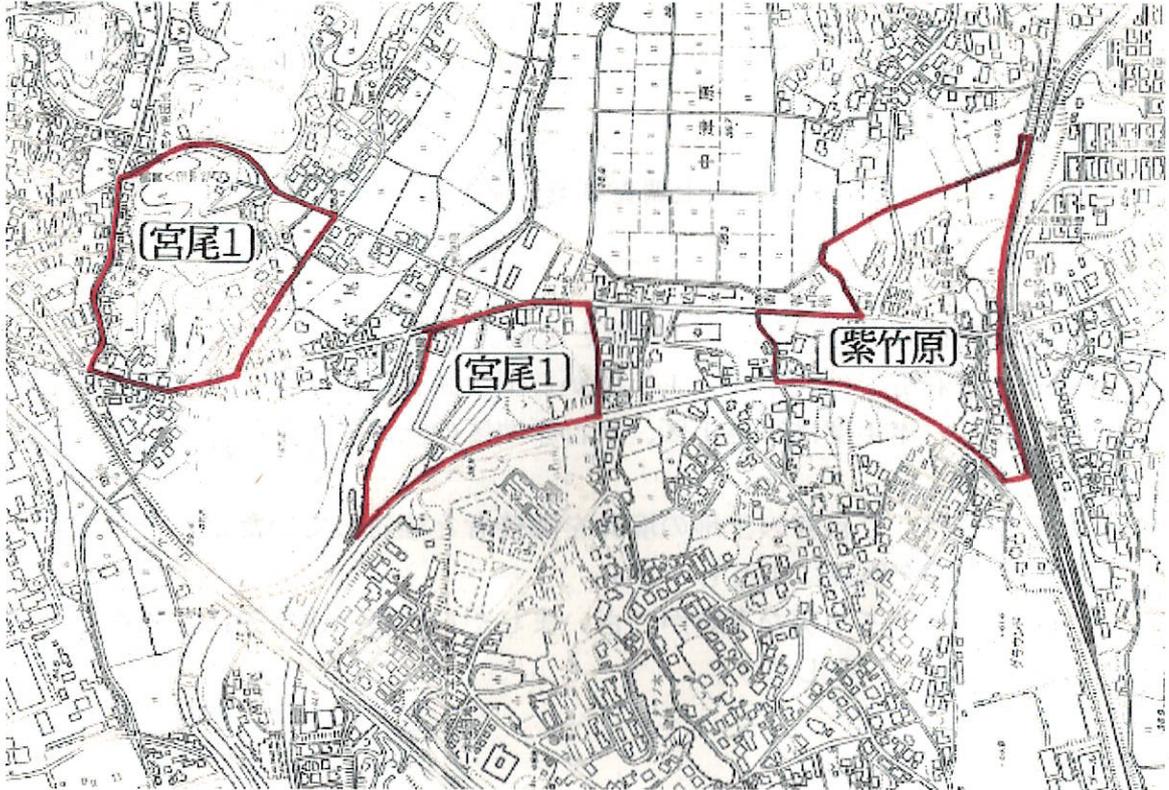
○令和 7 年度地籍調査事業について

1. 事業の目的…現在法務局に収められている図面は明治初期に策定したものを基礎に修正してきたものです。この図面は測量精度が低いことや、実際の土地と面積や形状が異なっていることが多いため、正確な図面に書き換えるために土地境界の調査及び測量を行います。
2. 事業の効果…国土調査を行うことによって次のような利点があります。
 - ① 地図が正確になるため土地の権利関係が明確になります。よって安心して次の世代に引き継ぐことができます。
 - ② 災害等で現状が分からなくなっても境界位置を記録しているため復旧を円滑に行うことができます。
3. スケジュール…次のように行う予定です。(前後する場合があります。)
 - ① 7 月下旬 …土地所有者に対して説明会を行います。
 - ② 7～8 月 …道路等の調査を関係機関(国等)と事前調査を行います。

③ 9～11月…その他の土地（宅地・農地・山林等）について土地所有者の方と調査を行います。（調査日程については8月頃に通知する予定です。）

④ 11～3月…業者が測量を行います。（③調査終了後から）

4. 今年度調査予定場所（位置図）



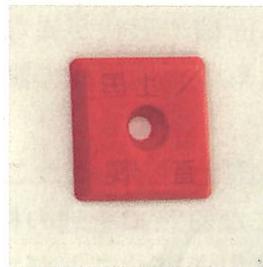
5. その他（注意点）… 調査を行う際に境界の位置に杭や鋳、プレートを設置します。またこれらの目印として近くにピンクの目印テープを巻きますのでこれらを取り外さないようお願いします。



境界杭



境界鋳



プレート



目印テープ

問い合わせ先

香春町役場 建設課 国土調査係 猪俣・田代

TEL 0947-32-8414（係直通）